

長崎市長射殺に死刑

計画性と殺意認定

暴力団幹部に地裁判決

長崎市のJR長崎駅前で昨年四月、選挙運動中だった同市の伊藤一長市長(当時61)を射殺したとして、殺人や公選法違反(選挙の自由妨害)などの罪に問われた暴力団幹部城尾哲弥被告(60)に対し、長崎地裁の松尾嘉倫裁判長は二十六日、求刑通り死刑判決を言い渡した。

被爆地長崎の代表として、国内外で平和を訴えてきた現職市長が、市長選の最中に繁華街で銃撃された事件は、社会に大きな衝撃を与え、暴力団による銃犯罪の厳罰化にもつながった。検察側が

「『選挙テロ』とも言うべき犯行」と極刑を求めていた。

判決理由で松尾裁判長は、犯行動機を「市に対して募らせた憤まんをトップである市長への怒りに変え、四選を阻止する

ことで恨みを晴らすとともに、世の中を震撼(しんかん)させる事件を起こして自らの力を誇示したいと考えた」と指摘。「待ち伏せた上、ちゅうちよすることなく射殺しており、かなり以前から



長崎市の伊藤一長前市長射殺事件の判決で、遺影を手に長崎地裁に入る次女の吉田貴子さん(中央)ら遺族(26日午前9時20分)

計画し犯行に臨んだと考えるのが自然だ」と計画性と強固な殺意を認定した。

判決によると、城尾被告は四月十七日夜、長崎駅前の選挙事務所近くの歩道上で、至近距離から拳銃で二発撃ち、死亡させた。

長崎市では一九九〇年にも、伊藤前市長の前任で当時の市長、本島等さん(86)が右翼団体幹部に銃撃され、重傷を負っている。

長崎市長射殺事件

昨年4月17日午後7時52分ごろ、長崎市のJR長崎駅前の歩道上で、暴力団幹部城尾哲弥被告(60)が、市長選の選挙活動を終え、車を降りて事務所に向かおうとした伊藤一長市長(当時61)の背後から拳銃を2発発射。城尾被告は現行犯逮捕され、伊藤市長は病院に運ばれたが、約6時間半後に死亡した。この事件などを受けて、暴力団対策の強化や暴力団員による銃犯罪の厳罰化をめぐる議論が高まり、暴力団対策法や銃刀法の改正につながった。